



道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に基づく
協議が調っていることの証明書

秋田市マイタウン・バス南部線において、下記のとおり協議が調ったことを証明する。

なお、本件は「秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が整っていると見る見なし事項」のうち、区分 4 に該当するものである。

記

1 河辺 A コース「ふれあい広場入口（往）」バス停移設について

- (1) 停留所位置 秋田市河辺和田字和田 1 5 6 番地 1 2 先
- (2) 変更内容等 別紙 1、2 のとおり
- (3) 移設予定日 令和 2 年 1 0 月 1 7 日

2 雄和 A コース「白川」バス停移設について

- (1) 停留所位置 秋田市雄和女米木字白川 5 3 番地 2 先
- (2) 変更内容等 別紙 3、4 のとおり
- (3) 移設予定日 令和 2 年 1 0 月 3 0 日

参考資料 秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会において協議が整っていると見る見なし事項一覧（別紙 5）

令和 2 年 1 0 月 1 6 日

秋田市地域公共交通協議会
会長 日 野

